平成 19 年度 税制改正に関する

情報サービス産業界の要望

わが国経済は、企業業績の回復を背景として、バブル崩壊後の不況期を漸く脱し、先行きの不透明感は残るものの、企業の設備投資意欲の高まりに伴って情報システム関連の投資も増加してきています。また、ネットワークを介して家電製品等の各種機器を利活用するユビキタス関連分野の進展が著しく、組込ソフトウェアの開発需要が膨らんできています。

こうしたなかで、情報サービス業界で働くITエンジニアは、ユーザーの開発ニーズへのきめ細かい対応や新たな開発技術の獲得に常に追われているため、過重な労働に陥りやすいのが実態です。これが新たに職業を志す若い世代にマイナスイメージとして広がって当業界が敬遠され、上記の開発需要の増加とあいまって、優秀なITエンジニアの不足という深刻な事態を招いています。

しかし、情報システム・ソフトウェアが、経済社会の基盤、あらゆる産業の価値実現のインフラとしてその役割の質が深化した今日、情報サービス産業は、これらを提供するエンパワーインダストリーとして、魅力ある労働環境の整備を税制等の施策を通じて図っていかなければ、当業界に優秀な人材が集まらず、我が国経済・社会のアキレス腱になりかねません。

つきましては、平成19年度税制改正において、以下の諸点について要望いたしますので、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1.減価償却制度の抜本的見直し

わが国では、有形減価償却資産の償却可能限度額は、一部の例外を除いて、取得価額の5%とされています。しかし、この5%に関する根拠は明らかではなく、 当該資産に耐用年数が到来した時には既に資産価値を喪失しているのが実態です。

わが国の産業競争力強化の観点から、こうした実態を放置することなく、企業が事業に最適な有形償却資産を機動的に利用し更新し得ることを目的として、償却可能限度額の撤廃と法定耐用年数の見直しに係る抜本的な措置を講ずることを要望致します。

なお、当業界の立場からこの法定耐用年数の見直しに関して特に以下を要望致します。現在、自社で利用する目的で無形固定資産に計上するソフトウェアは、5年で償却することが定められています。しかし、ソフトウェアは、技術革新による機能の陳腐化、不適応化が急速に進展するため、5年では利用の実態と法定耐用年数が乖離しているのが実態です。

したがって、複写して販売する原本及び研究開発用ソフトウェアと同様に、償却年数を3年に短縮することにつき、特段のご配慮を賜りたくお願い致します。

2.リース取引における税制措置の適正化

わが国の会計基準設定主体である企業会計基準委員会では、リース資産のバランスシートへの計上に係る会計処理に例外を認めないこととするリース会計基準の改訂に取り組まれています。

しかし、わが国の取引形態としてリース*が積極的に利用されてきたのは、現行の会計基準の例外としてリース資産の賃貸借処理が認められ、費用の全額損金算入が活用のメリットであると広く認識されてきたためであるといえます。

したがって、当該会計基準の改訂に伴う税務上の取扱いにおいては上記のメリット を喪失することのないように適切な措置を講じることを要望致します。

* 一般的な取引に利用されている所有移転外ファイナンス・リース

3. 子育て支援に取組む企業に対する減税措置の創設

近年、わが国の少子化傾向が鮮明になり将来の国力低下に繋がりかねないとして問題視されております。情報サービス産業は、全産業平均よりも就業者の平均年齢が低く、子育て世代を多数抱えております。わが国の少子化に歯止めをかけるには、こうした企業勤務者の子育て世代を対象とした経済的な支援を行うことが必要です。

つきましては、事業所内託児施設の設置・運営及び企業勤務者の育児期間中の所得控除に係る税制上の措置を新たに講じて、仕事と育児の両立のための税制上の支援が図られることを要望致します。

4. 確定拠出年金制度に関する税制措置の拡充

わが国の確定拠出年金の加入者は約2百万人に達し、私的年金制度として拡大しつつあります。しかし、1970年代に確定拠出年金制度を導入し、加入者が4千万人強に達した米国**と比較すると、まだ端緒についたばかりの制度といえ、公的年金給付の縮減が確実となるなかで、さらなる普及拡大を実現していくことが期待されます。情報サービス産業界においても、平成24年に廃止される税制適格退職年金制度に代わり、従業員の老後の所得確保に繋がる手段となること等の理由から注目度は高いものの、以下に掲げる課題を前にして、確定拠出年金の導入を躊躇する向きも多いのが実態です。

つきましては、「掛け金の拠出時・運用時は非課税、受給時に課税」という年金課税の原則をふまえて、次の諸点に係る税制措置を講じていただきたく、要望致します。

掛け金の拠出限度額を再度引き上げること

加入者による拠出も可とすること(いわゆるマッチング拠出)

- ③ 中途脱退時の少額資産の引出し額を引き上げること
- ④ 死亡・高度障害以外の事由による資産の引出しを認めること
- * 厚生労働省年金局発表:企業型年金加入者数 約1992千人(平成18年7月末現在一速報値)
- ** 平成 18 年 8 月 17 日付 日本経済新聞夕刊 1 面

5.受取配当の益金不算入制度の見直し

近年、受取配当金の益金不算入割合が縮減されてきておりますが、これは、法人の所得に対し法人税と所得税との二重課税を行うべきではないとのシャウプ 勧告以来の法人擬制説に基づく考え方と矛盾しています。

したがって、全ての国内株式に係る配当金については、全額益金不算入を認めていただきたく、要望致します。

* 保有比率 25%未満の特定株式の益金不算入割合:平成元年度 90% 2~14 年度 80% 15 年度以降 50%

6 . 法人税法における企業会計の尊重

一般に公正妥当と認められた企業会計の基準によって求める期間損益の額は、企業の実態を表す指標として最も妥当であるといわれています。法人税法においても、確定決算主義のもとで企業会計基準が尊重されています。これは、企業側の事務負担を軽減するのみならず、課税当局側にとっても、税制の簡素化・徴税コストの軽減に資するものであり、重要な意義を有しているといえます。

しかし、近年、会計基準の国際化の流れの中、数多くの企業会計基準が改正され、税務上で多額の申告調整を行わざるを得ない結果となり、確定決算主義の長所が損なわれています。

したがって、企業会計基準に基づいて適正に会計処理されたものは、税務上 も極力妥当なものと判断して損金算入を認めると共に、法人税法の改正にあた っては、企業会計基準を十分に尊重し、税法が企業会計といたずらに乖離する ことのないよう配慮されることを要望いたします。

平成18年 9月25日

社団法人 情報サービス産業協会 会 長 棚 橋 康 郎